

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きる日は、翌日)  
(昭和三十二年政令第八十七号)

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

目 次

◇告示 保険医療機関等の指定

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

土地改良区の役員の就任（二件）

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員の住所の変更

土地改良事業の認可

開発行為に関する工事の完了（三件）

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正  
鳥取県指定天然記念物の指定の解除

告 示

鳥取県告示第七百七十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西尾邑次

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
大坪医院	米子市富益町六九六	昭和五十八年八月九日
会米子内科クリニック	米子市加茂町一一一六	全国

療養取扱機関名

所 在 地

申出の受理の年月日  
県名

大坪医院

米子市富益町六九六

昭和五十八年八月九日

会米子内科クリニック

米子市加茂町一一一六

昭和五十八年八月九日

野坂医院蕨分院

米子市蚊屋二八一一

昭和五十八年八月九日

鳥取県米子保健所

米子市西福原四四四

昭和五十八年八月九日

鳥取県倉吉保健所

倉吉市東巖城町一

昭和五十八年八月九日

鳥取県郡家保健所

八頭郡郡家町大字郡家四〇

昭和五十八年八月九日

林医院

○八頭郡用瀬町大字鷹狩一二

昭和五十八年八月九日

山田医院

八頭郡河原町大字佐賀七五

昭和五十八年八月九日

大槻医院

八頭郡智頭町大字花二九四

昭和五十八年八月九日

那岐診療所

○九一

昭和五十八年八月九日

岡田医院花出張診療所

八頭郡青谷町大字青谷四〇

昭和五十八年八月九日

岸田医院

八頭郡青谷町大字青谷四〇

昭和五十八年八月九日

倉店	五藏田薬局岩	鳥取市卯垣一三四一三
介恒薬局	鳥取市相生町四丁目四一六	"
有限会社山田	米子市道笑町一丁目八	"
葉局	米子市皆生一九〇六	"
だいせん薬局	米子市上後藤二九四一三	"
岡田薬局	米子市上後藤二九四一三	"
吉田薬局	米子市西三柳四四八五—七	"
仙田薬局	米子市角盤町一丁目三五	"
岩間薬局	倉吉市瀬崎町二七七一	"
木島薬局	○八頭郡若桜町大字若桜三八	"
森田薬局	八頭郡八東町大字富枝四八	"
・薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六	"
有限公司森下	八頭郡智頭町大字智頭一六	"
・薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六	"
・薬局	五氣高郡鹿野町大字今市六二	"
・薬局鹿野店	○氣高郡氣高町大字勝見六九	"
福市薬局	西伯郡大山町末長二八三一	"
藤井薬局	西伯郡大山町末長二八三一	"
門脇薬局	西伯郡大山町末長二八三一	"

## 鳥取県告示第七百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 陽治 八頭郡用瀬町大字屋住二七六

坂本 馨 大字安藏一〇〇八一一

長戸 信勝 一三九

大家 繁博 大字江波六六四

加賀田 信 収 大字金屋一九七

岸本 實 大字安藏一〇四九

加賀田 義雄 一五九

岸森 恒夫 大字家奥一〇四

木義明 大字古用瀬三三一八

中章二 大字安藏二八二

福田正也 大字古用瀬三四三

藤原貞夫 大字屋住四三二一

前田拙男 大字古用瀬四五五

田欣也 大字安藏七二七

監事	森下清治	大字川中一四六
五利江勝義	"	大字家奥八八
加賀田一男	"	大字金屋八七
昭和五十八年八月一日就任 任期第一回の総会まで	大字安藏九三九	大字塙上二三四
	大字下野五一七	大字橋本二一七
	大字橋本五三八	大字水口二三〇
	大字水口二三〇	大字殿三二七一九
監事	山本聰	大字殿二一一
前田優	"	大字水口二一三
岸本万寿男	"	大字塙上二三四
山本隆男	"	大字下野五一七
林寅男	"	大字橋本二一七
山本正之	"	大字水口二三〇
谷本幸雄	"	大字殿三二七一九
浦林寿男	"	大字水口二三〇
昭和五十八年九月六日	大字下野三六九	大字水口二三〇
鳥取県知事 西 尾 邑 次	大字殿三二七一九	大字水口二三〇
就任した役員の氏名及び住所	大字水口二三〇	大字水口二三〇
理事 前田義孝 八頭郡船岡町大字殿五三九	大字水口二三〇	大字水口二三〇
林正法 大字下野一六九	大字水口二三〇	大字水口二三〇
青木信藏 大字塙上二三五三	大字水口二三〇	大字水口二三〇
山根正司 大字殿五六三	大字水口二三〇	大字水口二三〇
柿本和博 大字水口二二二	大字水口二三〇	大字水口二三〇
藤岸木大字橋本四六	大字水口二三〇	大字水口二三〇
柿一本音 大字下野八八八	大字水口二三〇	大字水口二三〇

鳥取県知事 西 尾 邑 次	大字水口二三〇	大字水口二三〇
就任した役員の氏名及び住所	大字水口二三〇	大字水口二三〇
理事 前田義孝 八頭郡船岡町大字殿五三九	大字水口二三〇	大字水口二三〇
林正法 大字下野一六九	大字水口二三〇	大字水口二三〇
青木信藏 大字塙上二三五三	大字水口二三〇	大字水口二三〇
山根正司 大字殿五六三	大字水口二三〇	大字水口二三〇
柿本和博 大字水口二二二	大字水口二三〇	大字水口二三〇
藤岸木大字橋本四六	大字水口二三〇	大字水口二三〇
柿一本音 大字下野八八八	大字水口二三〇	大字水口二三〇
退任した役員の氏名及び住所	大字水口二三〇	大字水口二三〇
監事	山本聰	大字殿二一一
前田優	"	大字水口二一三
岸本万寿男	"	大字塙上二三四
山本隆男	"	大字下野五一七
林寅男	"	大字橋本二一七
山本正之	"	大字水口二三〇
谷本幸雄	"	大字殿三二七一九
浦林寿男	"	大字水口二三〇
昭和五十八年九月六日	大字下野三六九	大字水口二三〇
鳥取県知事 西 尾 邑 次	大字水口二三〇	大字水口二三〇
退任した役員の氏名及び住所	大字水口二三〇	大字水口二三〇
土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大伊土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。	大字水口二三〇	大字水口二三〇
昭和五十八年九月六日	大字水口二三〇	大字水口二三〇

理 事	
野 口 善 也	
変更前	

坂本武男	倉吉市鴨河内一〇四九
坂本高徳	上古川二九〇
坂本謙太郎	丸山町四七七一
坂本高徳	旭田町八七

監事 福田博実 倉吉市鴨河内一〇四九  
 増田春光 " 上古川二九〇  
 増田高徳 " 丸山町四七七一  
 增田高徳 " 旭田町八七  
 坂本武男 " 旭田町八七  
 昭和五十八年八月八日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 福田博実 倉吉市鴨河内一〇四九
海地謙太郎 " 上古川二九五
坂本高徳 " 丸山町四七七一
坂本武男 " 旭田町八七

昭和五十八年八月九日就任 任期三年

鳥取県告示第七百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とおり尾高井手土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
---------------

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和五十八年五月二十六日 鳥取県指令受都計第二百二十二号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
岩美郡国府町大字中郷
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岩美郡国府町大字中郷六〇一

國府町農業協同組合

鳥取県告示第七百七十七号

東郷町から申請のあつた町営土地改良（東郷（福永）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年九月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
---------------

鳥取県告示第七百七十八号  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
---------------

組合長理事 山本 異

## 鳥取県告示第七百七十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年七月十九日 鳥取県指令受都計第百四十八号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字長代

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動企業

代表取締役 田中宣二

## 鳥取県告示第七百八十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年九月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百八十一号

昭和五十年一月二十三日 鳥取県指令受都計第四百十二号  
二 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥取市新字上大樋井並びに吉成字下大樋井、字中沢及び字七反田通（二工区）  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市行徳は一〇三  
鳥取市農協開発株式会社  
代表取締役 加藤重蔵

鳥取県知事 西 尾 邑 次

町			
鳥取北支店			
加古川支店			
加古川市平岡町			

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中  
鳥取北支店 鳥取市材木町  
に改める。

## 教 育 委 員 会 告 示

**鳥取県教育委員会告示第十三号**

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十一条第二項の規定に基づき、次の鳥取県指定天然記念物の指定は解除された。

昭和五十八年九月六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	所 在 地
中山町ハマナス自生南限地帯	西伯郡中山町松河原字西小鯨三六四、二二一、二八番地先の海岸